

許認可等申請手続の簡素合理化に関する行政評価・監視 結果に基づく勧告に伴う改善措置（回答）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成12年8月～14年3月
- 2 調査対象機関 内閣府、宮内庁、国家公安委員会（警察庁）、防衛庁、金融庁、総務省、公正取引委員会、公害等調整委員会、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、都道府県（22）、関係団体等

【勧告日及び勧告先】 平成14年3月15日、金融庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省に対し勧告

【回答年月日】 金融庁：平成15年3月14日 総務省：平成15年3月11日 財務省：平成15年3月18日
厚生労働省：平成15年3月17日 農林水産省：平成15年3月11日 経済産業省：平成15年5月9日
国土交通省：平成15年3月14日

【行政評価・監視の背景事情等】

許認可等に係る申請・届出等の手続については、「申請負担軽減対策」（平成9年2月10日閣議決定）に基づき簡素化、電子化・ペーパーレス化などを迅速かつ強力で推進するものとされ、「規制改革推進3か年計画」（平成13年3月30日閣議決定）においても、申請書類等の簡素化等を推進することとされた。

この行政評価・監視は、これらの状況を踏まえ、許認可等に係る申請・届出等の手続について、申請者の負担軽減、行政事務の簡素合理化の観点から、その実態等を調査し、規制改革の一層の推進に資するために実施

主 な 勸 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>1 申請書等の記載事項及び添付書類の見直し 関係府省は、申請者の負担軽減を図る観点から、審査に必要不可欠とは言えない事項の記載や添付書類の提出を求めているものなどについては、申請書等の記載事項及び添付書類の見直しを図る必要がある。</p> <div data-bbox="192 493 1081 683" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【無人出張所設置等の届出】（銀行法及び信用金庫法） 無人出張所廃止届については報告周期の延長を図るとともに廃止届出の様式にある廃止後の措置や業績実績という記載事項については省略することを検討（金融庁）</p> </div> <p>（説明） 銀行又は信用金庫の店舗外自動預払機等無人出張所を廃止しようとする場合は、銀行又は信用金庫の本店の所在地を管轄する財務局長に届け出なければならないこととされている（銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）第35条第1項第4号、信用金庫法施行規則（昭和57年大蔵省令第15号）第14条第1項第9号）。 無人出張所の廃止届出の届出事項として、有人の営業所の廃止認可申請と同様「廃止後の措置」や「業績実績」まで記載を求めている。</p> <div data-bbox="192 1099 1081 1289" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【有線電気通信設備の設置届出】（有線電気通信法） 有線電気通信設備の設置届出について、有線電気通信設備として届け出る必要があるものについてのみ記載して届出ができるよう簡素化（総務省）</p> </div> <p>（説明） 有線電気通信設備を設置しようとする者は、工事開始の2週間前までに総務大臣に届け出なければならないこととされている（有線</p>	<div data-bbox="1453 264 2002 341" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>：「回答」時に確認した改善措置状況</p> </div> <p>無人出張所設置（廃止）の届出については、銀行法（昭和56年法律第59号）及び信用金庫法（昭和26年法律第238号）を改正し、届出を不要とした（平成14年4月1日施行）。</p> <p>勸告の趣旨を踏まえ、現在、別途検討を進めている申請・届出等のオンライン化作業に併せて、届出様式の記載事項の簡素化を内容とする有線電気通信法施行規則（昭和28年郵政省令第36号）の改正を実施することとしている（平成15年3月末までに措置予定）。</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>電気通信法（昭和28年法律第96号）第3条第1項）。</p> <p>有線電気通信設備の設置に際しては、設備の概要として交換機、増幅器、端末機器等の種類や台数など多岐にわたる事項を届け出ることとされており、この中には、パソコン、電話、FAX等一般的な事務機器まで記載して届け出るものとなっている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【工事状況の報告】（鉄道事業法）</p> <p>工事状況の報告において、長期間凍結されている工事に係る「工事総括表」や「工事進捗状況図」の添付について簡素化 （国土交通省）</p> </div> <p>（説明）</p> <p>国土交通省は、鉄道事業者の輸送力増強工事、保安度向上工事の実施状況を把握するため、通達により、鉄道事業者から毎年度工事状況の報告を求めている。</p> <p>工事状況報告において、長期間凍結されている工事についても「工事総括表」や「工事進捗状況図」を毎回添付させている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【健康保険、厚生年金保険に係る各種届出（被保険者資格取得届等）】（健康保険法及び厚生年金保険法）</p> <p>健康保険、厚生年金保険に係る被保険者資格取得届等の各種届出においては、労働保険関係の届出と同じように署名による届出を容認化 （厚生労働省）</p> </div> <p>（説明）</p> <p>健康保険及び厚生年金保険に係る被保険者資格取得届等の各種届出では、事業主の記名・押印が義務付けられている（健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）及び厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号））が、類似の労働保険関係の各種届出で</p>	<p>鉄道事業法による認可を受けた工事のうち、長期間凍結されている工事に係る工事状況の報告については、「鉄道事業法に基づく工事計画の変更認可書等の交付方法及び工事状況の報告について」（平成14年8月29日付け国鉄施第49号）により、「工事総括表」及び「工事進捗状況図」を省略することができることについて、地方運輸局を指導した。</p> <p>また、地方運輸局においては、管内の鉄道事業者に対し、上記の趣旨について文書により周知した（平成14年9月2日ほか）。</p> <p>事業主が行う健康保険、厚生年金保険に係る届出（被保険者資格取得届等）について、署名による届出を認めることとして、電子申請の実施のための事務処理全般の見直しに併せ、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）、厚生年金保険法施行規則（昭和29年法律第115号）の改正及びこれに伴う「政府管掌健康保険、船員保険、厚生年金保険及び国民年金における届出等に係る押印の取扱いについて」（平成10年12月21日付け庁保発第15号社会保険庁運営部企画・年金管理課長等通知）の改正を検討しているところである（平成15年度改正予定）。</p>

主 な 勸 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>は、事業主の記名・押印又は自署による署名のいずれかによることが認められる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>法人の代表者等役員について欠格条項に該当しない旨の官公署の証明書類として、戸籍謄（抄）本又は市区町村長が発行する身分証明書及び東京法務局が発行する成年後見登記事項証明書を求めているものについては、法令等の執行上支障のない範囲において簡便な方法の導入を検討 （金融庁、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）</p> </div>	<p>【金融庁、農林水産省、経済産業省】 商品投資販売業の不許可事由等に係る証明書類に関し、商業登記簿謄（抄）本のみにより確認することとした場合又は欠格条項すべてに該当しない旨の誓約書のみにより確認することとした場合について検討を行ったものの、現状では、法令等の執行上支障のない範囲であるとは言い難く、その導入は難しいものと判断している。 しかしながら、申請者の負担軽減のため、今後の申請手続のオンライン化の実施において、制度所管庁による成年後見登記事項証明等の電子化の状況を踏まえ、添付書類の簡素化について検討することとしている。</p> <p>【財務省】 通関業の許可に際し、法人の代表者等役員について欠格条項に該当しない旨を確認するためには、市区町村長が発行する身分証明書及び東京法務局が発行する成年後見登記事項証明書が適当であると判断しているが、引き続き法令等の執行上支障のない範囲において簡便な方法の導入について検討することとしている。</p> <p>【国土交通省】 不動産特定共同事業法人の役員・使用人の欠格事由等に係る証明書類に関し、商業登記簿謄（抄）本により確認することとした場合又は提出を求める公的な証明書の見直しについて検討を行ったものの、現状では、法令等の執行上支障のない範囲であるとは言い難く、その導入は難しいものと判断している。 しかしながら、申請者の負担軽減のため、今後の申請手続のオンライン化の実施において、制度所管庁による成年後見登記事項証明等の電子化の状況を踏まえ、添付書類の簡素化について検討することとしている。</p>

主 な 勸 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>2 申請書等及び添付書類の提出方法等の見直し</p> <p>関係府省は、同一人が行う一連の申請手続において、同一内容に係る事項の記載や添付書類の提出を重複して求めているものや、事業所を管轄する行政庁ごとに、全社で同一の内容の届出等を求めているものなどについては、申請書等及び添付書類の提出方法等について見直しを図る必要がある。</p> <div data-bbox="192 528 1081 719" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【代理店の設置認可、廃止認可申請】（銀行法、信用金庫法） 個人代理店の店主交代に伴う代理店の廃止認可申請及び設置認可申請のように一連の事務手続については、申請書の記載事項の省略、添付書類の廃止等簡素化を検討（金融庁）</p> </div> <p>（説明）</p> <p>銀行等が代理店の設置又は廃止の認可を受けようとするときは、申請書に株主総会又は取締役会の議事録等の書類を添付して金融庁長官（地方銀行及び信用金庫の場合、本店の所在地を管轄する財務局長）に提出することとされ（銀行法施行規則第9条の3第1項、信用金庫法施行規則第14条第2項）、申請書の記載事項は、金融庁が作成した「事務ガイドライン」で定められている。</p> <p>個人代理店の店主交代に伴う代理店の廃止認可申請及び設置認可申請は、事実上、一連の事務手続として行われるものであり、各申請書の記載事項及び添付書類は共通するものが多い。</p> <div data-bbox="192 1174 1081 1366" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【許可申請事項等の変更届出】（通関業法） 複数の税関で通関業の許可を受けている事業者の役員等の変更については、一の税関に一括して届け出ることを可能とする措置を検討（財務省）</p> </div> <p>（説明）</p>	<p>銀行及び信用金庫の代理店の設置及び廃止については、銀行法及び信用金庫法を改正して認可制から届出制とし、これに併せて、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）及び信用金庫法施行規則（昭和57年大蔵省令第15号）を改正し、株主総会又は取締役会の議事録の添付を廃止するとともに、事務ガイドラインを改正し、届出様式の「管理する営業所」及び「代理店主の経歴、資力、信用の程度等」の記載事項を削除した（平成14年4月1日施行）。</p> <p>通関業者の役員等の変更があった場合の届出については、「通関業法基本通達」（昭和47年蔵関第105号）を改正（平成14年4月1日施行）し、許可を受けている税関のいずれか一の税関に一括して届け出ることとし、他の税関への届出を省略できるようにした。</p>

主 な 勸 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>通関業を営もうとする者は、設置する営業所ごとに、その所在地を管轄する税関長の許可を受けなければならないこととされ（通関業法（昭和42年法律第122号）第3条第1項）、許可申請事項等に変更があった場合、当該許可を受けた税関長に変更届を提出することとされている（通関業法第12条第1号）。</p> <div data-bbox="192 491 1081 644" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【国有林野の貸付申請】（国有林野の管理経営に関する法律） 貸付申請書類の提出部数が必要最小限となるよう統一化 （農林水産省）</p> </div> <p>（説明） 国有林野を借り受け、又は使用しようとする者は、当該国有林野の所在及び面積、借受又は使用の目的等を記載した申請書を、森林管理署長に提出しなければならないこととされている（国有林野の管理経営に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第40号）第14条）。 申請書類の提出部数は法令等に定められておらず、一の森林管理局管内の森林管理署間で提出部数が区々となっている。</p> <div data-bbox="192 1023 1081 1176" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【道路の占用許可申請】（道路法） 占用許可申請書類の提出部数について、必要最小限となるよう措置 （国土交通省）</p> </div> <p>（説明） 道路に工作物、物件又は施設（電柱、水管、歩廊、露店等）を設け、継続して道路を使用する場合には、道路管理者の許可を受けなければならないこととされている（道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項）。 許可申請書類の提出部数は、指定区間に指定されている国道の場</p>	<p>国有林野の貸付け又は使用の申請書類については、「貸付け、分収造林、共用林野等の取扱いについて」（昭和54年3月15日付け54林野管第96号林野庁長官通達）を改正し、提出部数を原則として1部に統一する予定である（平成15年3月末までに措置予定）。</p> <p>道路の占用許可申請書類の提出部数については、勸告の趣旨を踏まえ、申請者の負担軽減を図る観点から、地方整備局等及び都道府県等に対し、「「許認可等申請手続の簡素合理化に関する行政評価・監視の結果（勸告）」に基づく道路占用許可申請手続の簡素・合理化について」（平成14年8月20日付け国土交通省道路局路政課道路利用調整室長通知）を発出し、「「地方建設局長が行う道路の占用の許可等の手続きについて」の運用について」（昭和48年8月28日付け道政発第48号建設省道路局長通知）に定める3部以内とするよう、指導又は協力要請した。</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>合においては、通達により3部とされているが、道路管理者の中には、4部提出を求めているものがみられた。</p> <p>3 許認可等の処理の適正化・迅速化</p> <p>関係府省は、申請者の負担軽減、行政事務の適切かつ円滑な実施を図る観点から、審査の標準処理期間の設定が可能とみられるが設定されていないものや、一括申請できる区域が合理的な根拠が明示されないまま制限されているものなどについて、許認可等の処理の適正化・迅速化を図る必要がある。</p> <div data-bbox="192 608 1081 759" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【一括適用事業所承認申請】（厚生年金保険法） 各社会保険事務局における厚生年金保険一括適用事業所の承認事務の実態を把握し、標準処理期間を設定（厚生労働省）</p> </div> <p>（説明）</p> <p>二以上の事業所の事業主が同一である場合に、社会保険庁長官の承認を受けた場合には、当該二以上の事業所を一の適用事業所（一括適用事業所）とすることが認められている（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）8条の2第1項）。</p> <p>一括適用事業所の承認申請に対する標準処理期間は設定されていないが、おおむね一定期間内に承認されており、また、申請受付機関の中には申請者に対し処理期間の目安を示しているところもある。</p> <div data-bbox="192 1177 1081 1401" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【一括有期事業に係る労働保険関係成立届】（労働保険の保険料の徴収等に関する法律） 一括有期事業の適用可能区域について、事業者における申請等事務の実態を把握した上で、その設定根拠の明確化、区域の拡大を検討（厚生労働省）</p> </div>	<p>厚生年金保険一括適用事業所の承認に係る標準処理期間については、90日前後と設定し、「行政手続法の施行に伴う事務取扱いについて」（平成14年11月5日庁保発第37号社会保険庁運営部企画課長・医療保険課長・年金保険課長通知）により、地方社会保険事務局及び社会保険事務所に対し、通知した。</p> <p>一括有期事業の適用可能区域については、勧告を踏まえ、関係業界団体との間で意見交換を行う等により、事業主における申請等事務の実態及び適用可能区域の見直しに係る具体的要望を把握し、平成14年度中にその結果の取りまとめを行った上で、一括有期事業の適用可能区域の拡大について、17年度末までを目途に結論を得るべく検討することとしている。</p>

主 な 勸 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(説明)</p> <p>労働保険の手続を一括して行うことができる一括有期事業(注)の適用が受けられる対象区域については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(昭和47年労働省令第8号)第6条第2項第4号及び告示により定められている。</p> <p>区域設定については、合理的な根拠が明確でなく、また、事業者の中には、適用を受けられる区域が限定されているため、本社で労働保険の手続を一括して行うことができない事態が生じている。</p> <p>(注) 一括有期事業とは、建設工事等のように一定の期間に所定の事業目的を達成する事業を対象として労働保険の手続を個々の事業において行う代わりに、事業主が同一であること、一括するそれぞれの事業が有期事業であること、それぞれの事業に労働保険の保険関係が成立していること等所要の要件を充たした場合に、それぞれの事業を一括して一つの事業とみなして、労働保険の手続ができるとしたもの</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【国有林野の継続貸付申請】(国有林野の管理経営に関する法律) 国有林野の継続貸付について、自動更新が可能なものは当該制度を活用し得るよう森林管理局等に徹底 (農林水産省)</p> </div> <p>(説明)</p> <p>国有林野を借り受け、又は使用しようとする者は、当該国有林野の所在及び面積、借受又は使用の目的等を記載した申請書を、森林管理署長に提出しなければならないこととされており(国有林野の管理経営に関する法律施行規則第14条)、継続貸付契約については、原則として、申請行為そのものが不要である自動更新が、通達により認められている。</p> <p>森林管理局の中には、管内の森林管理署に対し、継続貸付契約の際に自動更新は行わず、改めて継続貸付申請書を提出させるよう指示しているところがあるほか、一の森林管理局管内の森林管理署間</p>	<p>国有林野の貸付け又は使用に係る契約期間終了時においては、原則として自動更新により取り扱うよう、森林管理局(分局)事業担当課長等会議(平成15年1月20日及び21日開催)の場において指導した。</p> <p>また、「貸付け、分収造林、共用林野等の取扱いについて」(昭和54年3月15日付け54林野管第96号林野庁長官通達)の改正に併せて、文書で指導することとしている(平成15年3月末までに措置予定)。</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>でも継続貸付契約の際の手続が区々となっているものがみられた。</p> <div data-bbox="192 339 1081 494" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【有線電気通信設備の設置届出】（有線電気通信法） 給電用電話回線の設置の届出について、届出者の負担軽減の可能性につき検討（総務省）</p> </div> <p>（説明） 電気事業者が工場等に高圧電気を供給する場合、その相手方である需要家と、保安のための専用通信電話回線（給電用電話回線）を設置しなければならないこととされている（電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号））。 この給電用電話回線は、特定の相手方との専用回線であるが、電気事業者と特別高圧需要家との共同設置とみなされ、工事開始前に、総務大臣に有線電気通信設備設置の届出を行うこととされている（有線電気通信法第3条第1項）。</p> <div data-bbox="192 906 1081 1061" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【自家用自動車による有償運送の許可申請】（道路運送法） 福祉輸送を行うための自家用自動車による有償運送許可について、許可期限等に関する統一的な基準を設定（国土交通省）</p> </div> <p>（説明） 自家用自動車を有償で運送の用に供することは原則禁止されているが、公共の福祉を確保するためやむを得ない場合等において、運輸支局長の許可を受けたときは、有償で運送の用に供することが認められている（道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項）。 自家用自動車による人の有償運送のうち、交通空白地帯における地方公共団体による廃止路線の代替運行、通学通園バスの運行等については、統一的な取扱い基準を策定して、許可申請の弾力的な運</p>	<p>有線電気通信設備設置届出について、勧告の趣旨を踏まえ、脱法的に運用される可能性が低いものについては、届出者の負担を軽減すべく、現在、検討を進めている申請・届出等のオンライン化作業に併せて、有線電気通信法施行規則（昭和28年郵政省令第36号）を改正し、給電用電話回線等に係る届出様式の記載事項の簡素化を図ることとしている（平成15年3月末までに措置予定）。</p> <p>身体障害者等の輸送に係る自家用自動車による有償運送の許可については、運輸支局により許可期限等の取扱いが区々となっていたが、今後は原則として許可期限を付さないこととした上で、公共の福祉の観点からやむを得ないものと認められるような状況でなくなった場合には許可の取消しを行う場合がある旨の条件を付すこととし、「事務の簡素化について」（平成14年7月1日付け事務連絡）により、地方運輸局等に対し周知した。</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
用を行っているが、福祉輸送については、統一的な取扱い基準が策定されていないことから、毎年許可申請を行わせている状況がみられた。	